

(注釈) 青字 : 今回申請で既設の自主設備から格上げした設備。
 灰色背景 : 分割第 1 回目申請設備。
 (電気設備, 換気, 人の不法な侵入等防止設備)

(注釈) 既設 : 今ある既存の設備。要目表の変更なし。
 新設 : 新規に追加する設備あり。要目表, 又は, 基本設計方針に変更あり。
 改造 : 既存の設備を改造し, 要目表, 又は, 基本設計方針に変更あり。
 既設(改造) : 既存の設備を改造するが, 要目表及び基本設計方針に変更なし。
 既設/新設 : 既存の設備に新規設備を追加する変更あり。
 既設(取替) : 既設設備の取替を実施。

(○ : 変更あり, - : 変更なし)

③-1 事業変更許可申請書からの変更点

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目, 内容 (設工認申請書記載項目の材料, 寸法, 解析等)			
1	第 5 条	使用済燃料 の臨界防止	条文	-	-	事業変更許可からの変更なし。			
2		金属キャスク	-	-	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 要目表: BWR大型キャスク(タイプ2)をBWR大型キャスク(タイプ2A)に変更。			
3	第 6 条	使用済燃料 貯蔵施設の 地盤	条文	○	-	-	規制基準変更により新規追加記載(使用済燃料貯蔵建屋については既設工認申請書に記載あり)。		
4			使用済燃料貯蔵建屋	○	○	既設	事業変更許可からの変更なし。		
5			モニタリングポイント	-	-	既設	事業変更許可からの変更なし。		
6			冷却水系統	-	-	既設	事業変更許可に記載なし。		
7			電気設備(常用電源設備)	-	-	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。		
8			電源車	-	-	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。		
9			軽油貯蔵タンク(地下式)	-	-	新設	事業変更許可からの変更なし。		
10			動力消防ポンプ	-	-	既設	事業変更許可からの変更なし。		
11			粉末(ABC)消火器	-	-	既設	事業変更許可からの変更なし。		
12			防火水槽	-	-	既設	事業変更許可からの変更なし。		
13			上記以外の設備	-	-	既設/ 新設	事業変更許可に記載なし又は事業変更許可からの変更なし。		
14	第 7 条	地震による 損傷の防止	条文	○	-	-	事業変更許可からの変更なし。 基準地震動の変更。 評価時に水平2方向と鉛直方向の考慮。		
15			金属キャスク	○	-	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。		
16			貯蔵架台	○	-	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 既設工認から一部図面の変更点あり。(第7条の要求事項対象外)		
17			使用済燃料貯蔵建屋	○	-	既設	事業変更許可からの変更なし。		
18			受入れ区域天井クレーン	○	-	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 要目表: 変更なし 基本設計方針: 基準地震動 S_s の変更 弾性設計用地震動 $S_a(1/2)$ の変更 水平2方向と鉛直方向の組合せ 添付: 計算書の入力震度の変更, トロリストッパの材質及び寸法の変更		
19			搬送台車	○	-	既設	事業変更許可からの変更なし。 要目表: 変更なし 基本設計方針: 基準地震動 S_s の変更 弾性設計用地震動 $S_a(1/2)$ の変更 水平2方向と鉛直方向の組合せ 添付: 計算書の入力震度の変更		
20			第 8 条	津波による 損傷の防止	条文	○	-	-	要目表: - 基本設計方針: 仮想的大規模津波の設定及び影響に応じた津波防護対策 添付: 仮想的大規模津波による各施設への影響評価
21					金属キャスク	○	○	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
22					貯蔵架台	○	○	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。

条文の行では, 技術基準規則や燃料貯蔵規則等の法令の変更によって設計条件や解析条件等が変わった場合を「○」, 変わっていない場合は「-」を記載する。
 変更項目の欄にはその変更内容を記載し, 変更内容がない場合は「-」又は「変更なし」と記載する。

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）
23		使用済燃料貯蔵建屋貯蔵区域	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
24		遮蔽扉	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
25		仮置架台	○	—	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 漂流防止のため基礎部を強化。 要目表：— 基本設計方針：漂流防止の機能要求を記載。 添付：漂流防止の評価を記載。
26		たて起こし架台	○	—	改造	事業変更許可からの変更なし。 漂流防止のため基礎部を強化。 要目表：たて寸法の変更（4870mm→6150mm） 基本設計方針：漂流防止の機能要求を記載。 添付：漂流防止の評価を記載。
27		検査架台	○	—	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 漂流防止のため基礎部、壁支持部を強化。 要目表：— 基本設計方針：漂流防止の機能要求を記載。 添付：漂流防止の評価を記載。
28		圧力検出器 （蓋間圧力の代替計測用）	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替計測用計測器により金属キャスクの蓋間圧力を計測できる設計とすること、代替計測用計測器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
29		非接触式可搬型温度計 （表面温度の代替計測用）	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替計測用計測器により金属キャスクの表面温度を計測できる設計とすること、代替計測用計測器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
30		温度検出器 （給排気温度の代替計測用）	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替計測用計測器により貯蔵建屋の給排気温度を計測できる設計とすること、代替計測用計測器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
31		廃棄物貯蔵室	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
32		電離箱サーベイメータ （代替計測にも使用）	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替の放射線サーベイ機器により貯蔵建屋内及び周辺監視区域付近の放射線を計測できる設計とすること、代替計測に用いる放射線サーベイ機器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
33		シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用）	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替の放射線サーベイ機器により貯蔵建屋内及び周辺監視区域付近の放射線を計測できる設計とすること、代替計測に用いる放射線サーベイ機器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
34		中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用）	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来により通常の監視機能が喪失するため、代替の放射線サーベイ機器により貯蔵建屋内及び周辺監視区域付近の放射線を計測できる設計とすること、代替計測に用いる放射線サーベイ機器はT.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
35		電源車	○	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来後の活動拠点へ給電できる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
36		軽油貯蔵タンク（地下式）	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：津波襲来後の活動拠点へ給電できる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
37		放送設備	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 津波襲来後、リサイクル燃料貯蔵センター内外への通信連絡ができる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
38		警報装置	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 津波襲来後、リサイクル燃料貯蔵センター内外への通信連絡ができる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
39		無線連絡設備	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 津波襲来後、リサイクル燃料貯蔵センター内外への通信連絡ができる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。
40		衛星電話設備	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
						津波襲来後、リサイクル燃料貯蔵センター内外への通信連絡ができる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。	
41		加入電話設備	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 津波襲来後、リサイクル燃料貯蔵センター内外への通信連絡ができる設計とすること、T.P.+23mより標高が高い場所に配備することを明確化。	
42	第9条	外部からの 衝撃による 損傷の防止	条文	○	—	—	要目表：— 基本設計方針：規制基準変更により竜巻・火山・外部火災を新規追加し、一般的な自然現象に関する記載を全般的に見直した。 添付：規制基準変更により竜巻・火山・外部火災による各施設への影響評価、及び一般的な自然現象に関する記載を全般的に見直し。
43			金属キャスク	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
44			貯蔵架台	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
45			使用済燃料貯蔵建屋	○	○	既設	事業変更許可からの変更なし。又は記載なし。 規制基準変更により新規追加記載。
46			遮蔽扉	○	○	既設	事業変更許可からの変更なし。又は記載なし。 規制基準変更により新規追加記載。
47			電源車	○	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 要目表：保管場所（固縛位置）を記載。 基本設計方針：設計飛来物を超える車両（電源車）について、飛散防止措置として固縛することを追記。 添付：竜巻により固縛装置に生じる荷重が、評価対象部位の許容限界の範囲内であることを評価
48			棟上導体	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。又は記載なし。 使用済燃料貯蔵建屋及び同建屋内に貯蔵する金属キャスクが落雷により基本的安全機能を損なうおそれはないよう、避雷対策を施す。
49			第10条	使用済燃料 貯蔵施設へ の人の不法 な侵入防止	人の不法な侵入等防止設備	○	—
50	第11条	閉じ込めの 機能	条文	—	—	—	事業変更許可からの変更なし。
51			金属キャスク	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 要目表：BWR大型キャスク（タイプ2）をBWR大型キャスク（タイプ2A）に変更。
52			廃棄物貯蔵室	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
53	第12条	火災等による 損傷の防止	条文	—	—	—	事業変更許可からの変更なし。
54			軽油貯蔵タンク（地下式）	○	—	新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：軽油貯蔵タンクの油漏れ対策を明確化。
55			電源車	○	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：電源車の油漏れ対策を明確化。
56			共用無停電電源装置	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：蓄電池からの水素発生防止対策の対象設備として明確化。
57			消防用設備 各設備	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
58			各設備	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
59	第13条	安全機能を 有する施設	条文	—	—	—	事業変更許可からの変更なし。
60			各設備	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
61			電気設備	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 電気設備の操作性、検査、試験等について、添付16-1電気設備に関する説明書にて明確化。
62			計測設備	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 計測設備の操作性、検査、試験等について、添付12計測制御系統施設に関する説明書にて明確化。
63			放射線管理施設	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 放射線監視設備の操作性、検査、試験等について、添付14放射線管理施設に関する説明書にて明確化。

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
64	第14条	材料及び構造	条文	○	—	事業変更許可からの変更なし。	
65		金属キャスク	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
66		貯蔵架台	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 既設工認から一部図面の変更点あり。（第14条の要求事項対象外）	
67	第15条	搬送設備及び受入設備	条文	—	—	事業変更許可からの変更なし。	
68			受入れ区域天井クレーン	—	—	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 基準地震動変更による耐震評価及び落下防止の耐震強化を実施。
69			搬送台車	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
70			仮置架台	—	—	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 15条要求の改造なし。8条関係で津波による漂流防止のため基礎部を強化。
71			たて起こし架台	—	—	改造	事業変更許可からの変更なし。 15条要求の改造なし。8条関係で津波による漂流防止のため基礎部を強化。
72			検査架台	—	—	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。 15条要求の改造なし。8条関係で津波による漂流防止のため基礎部、壁支持部を強化。
73			空気圧縮機	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 事業変更許可との整合のため記載する適正化を実施。
74			空気貯槽	—	—	既設	
75			安全弁	—	—	既設	
76			空気除湿装置	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。（記載なし） 先行プラントの記載を参考に設備の詳細を記載する適正化を実施。
77			除湿装置 前置フィルタ	—	—	既設	
78			除湿装置 後置フィルタ	—	—	既設	
79			主配管	—	—	既設	
80	冷却水系統	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。（記載なし） 先行プラントの記載を参考に設備の詳細を記載する適正化を実施。		
81	第16条	除熱	条文	—	—	事業変更許可からの変更なし。	
82			金属キャスク	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 要目表：BWR大型キャスク（タイプ2）をBWR大型キャスク（タイプ2A）に変更。
83			使用済燃料貯蔵建屋	—	○	既設	事業変更許可からの変更なし。
84	第17条	計測制御系統施設	条文	—	—	事業変更許可からの変更なし。	
85			蓋間圧力検出器	○	—	既設/ 新設	事業変更許可から、名称を蓋間圧力監視装置から蓋間圧力検出器に変更。
86			表面温度検出器	○	—	既設/ 新設	事業変更許可から、名称を表面温度監視装置から表面温度検出器に変更。
87			給排気温度検出器	○	—	既設	事業変更許可から、名称を給排気温度監視装置から給排気温度検出器に変更。
88			表示・警報装置	○	—	既設 (取替)	事業変更許可から、主要な表示装置（記録装置及び警報装置を含む。）の名称を、表示・警報装置に明確化。製造中止に伴い取替。
89			圧力検出器 （蓋間圧力の代替計測用）	○	—	新設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可から変更なし。 要目表：個数1（金属キャスク1基当たり） 基本設計方針：基本的安全機能の監視ができなくなった場合に備え、代替計測を行うための計測器を配備し、準備ができ次第、監視を行うことを明確化。
90			非接触式可搬型温度計 （表面温度の代替計測用）	○	—	新設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可から変更なし。 要目表：個数2（予備1）（キャスク150基まで）、個数4（予備1）（キャスク150基超）

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）
						基本設計方針：基本的安全機能の監視ができなくなった場合に備え、代替計測を行うための計測器を配備し、準備ができ次第、監視を行うことを明確化。
91		温度検出器 (給排気温度の代替計測用)	○	—	新設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可から変更なし。 要目表：個数2（予備1） 基本設計方針：基本的安全機能の監視ができなくなった場合に備え、代替計測を行うための計測器を配備し、準備ができ次第、監視を行うことを明確化。
92		ガンマ線エリアモニタ	—	—	既設	事業変更許可から変更なし。 基本設計方針：貯蔵建屋と事務建屋の表示・警報装置に警報を発報することを明確化。
93		中性子線エリアモニタ	—	—	既設	事業変更許可から変更なし。 基本設計方針：貯蔵建屋と事務建屋の表示・警報装置に警報を発報することを明確化。
94		条文	○	—	—	事業変更許可からの変更なし。 計測した放射線のうち必要な情報を、適切な場所に表示できることを追加で要求。
95		ガンマ線エリアモニタ	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を、警報機能を有するエリアモニタリング設備で間接的に行うことを明確化。
96		中性子線エリアモニタ	○	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 基本設計方針：管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を、警報機能を有するエリアモニタリング設備で間接的に行うことを明確化。
97		モニタリングポスト (ガンマ線モニタ(低レンジ))	○	—	既設	事業変更許可では、モニタリングポストを2基設置することのみが記載されていたが、モニタリングポストにガンマ線モニタ(低レンジモニタ)を設置することを明確化。
98		モニタリングポスト (ガンマ線モニタ(高レンジ))	○	—	既設	事業変更許可では、モニタリングポストを2基設置することのみが記載されていたが、モニタリングポストにガンマ線モニタ(高レンジモニタ)を設置することを明確化。
99		モニタリングポスト (中性子線モニタ)	○	—	既設	事業変更許可では、モニタリングポストを2基設置することのみが記載されていたが、1つのモニタリングポストに中性子線モニタを設置することを明確化。
100	第18条	放射線管理 施設	—	—	既設	事業変更許可では、モニタリングポイントを設置することのみが記載されていたが、モニタリングポイントを12基設置することを明確化。
101		GM管サーベイメータ	○	—	既設	事業変更許可から変更なし。 要目表：個数2（予備1）(津波を考慮することに伴い、個数1増加)代替計測ではなく、津波後の汚染管理のため。
102		電離箱サーベイメータ (代替計測にも使用)	○	—	既設	事業変更許可から変更なし。(代替計測での使用は、計測設備にて記載) 要目表：個数2（予備1）(津波を考慮することに伴い、個数1増加) 基本設計方針：代替計測に使用する放射線サーベイ機器の保管個所と、津波襲来後の代替計測での使用を明確化。
103		シンチレーションサーベイメータ (代替計測にも使用)	○	—	既設	事業変更許可から変更なし。(代替計測での使用は、計測設備にて記載) 要目表：個数2（予備1）(津波を考慮することに伴い、個数1増加) 基本設計方針：代替計測に使用する放射線サーベイ機器の保管個所と、津波襲来後の代替計測での使用を明確化。
104		中性子線用サーベイメータ (代替計測にも使用)	○	—	既設	事業変更許可から変更なし。(代替計測での使用は、計測設備にて記載) 要目表：個数2（予備1）(津波を考慮することに伴い、個数1増加) 基本設計方針：代替計測に使用する放射線サーベイ機器の保管個所と、津波襲来後の代替計測での使用を明確化。
105		ガスモニタ	○	—	既設	事業変更許可から変更なし。
106		出入管理設備 (入退域管理装置)	—	—	既設	事業変更許可から変更なし。
107		個人管理用測定設備 (個人線量計)	—	—	既設	事業変更許可から変更なし。
108	第19条	廃棄施設	—	—	—	事業変更許可からの変更なし。
109		廃棄物貯蔵室 (ドラム缶の漂流防止)	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
110	第20条	使用済燃料 によって汚 染された物 による汚染 の防止	—	—	—	事業変更許可からの変更なし。
111		遮蔽扉	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
112		廃棄物貯蔵室	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
113		使用済燃料貯蔵建屋(受入)	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	設計条件 の変更の 有無	解析の 変更の 有無	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
		れ区域)					
114	第 21 条	遮蔽	条文	○	—	—	事業変更許可からの変更なし。 事業所周辺の線量が線量限度を十分下まわるよう要求。
115			金属キャスク	—	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 要目表：BWR大型キャスク（タイプ2）をBWR大型キャスク（タイプ2A）に変更。
116			使用済燃料貯蔵建屋	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
117			遮蔽ルーバ	—	—	既設	
118			遮蔽扉	—	—	既設	
119	第 22 条	換気設備	該当設備なし	—	—	—	
120	第 23 条	予備電源	条文	○	—	—	事業変更許可からの変更なし。 安全を確保するために特に必要な設備に対し、無停電電源装置等の設置を要求。
121			電気設備（常用電源設備）	○	—	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。 規制基準変更により南側高台電源盤の設置を追加記載 基本設計方針：通常時、南側高台の予備緊急時対策所・資機材保管庫に給電し、電源車を接続するための南側高台電源盤を設けること（新設）を明確化。電源車を接続するための設備として、移動電源車接続箱を設けることを明確化。
122			無停電電源装置	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。
123			共用無停電電源装置	○	—	既設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可において「受変電施設に設置している無停電電源装置」としていたものを、「共用無停電電源装置」として、名称を明確化。
124			電源車	○	—	既設/ 新設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可では、台数1としていたが、台数を1（予備1）に変更。 基本設計方針：点検等で使用できなくなる期間があることから、予備を保有することを追記 基本設計方針：電源車への給油には軽油用ポリタンクを使用することを明確化。
125			軽油貯蔵タンク（地下式）	○	—	新設	規制基準変更により新規追加記載。 事業変更許可からの変更なし。
126	第 24 条	通信連絡設備等	条文	○	—	—	事業変更許可からの変更なし。 規制基準変更により新規追加記載。
127			社内電話設備	—	—	既設	事業変更許可からの変更なし。 規制基準変更により新規追加記載。
128			送受話器	○	—	新設	
129			放送設備	○	—	新設	
130			警報装置	○	—	新設	
131			無線連絡設備	○	—	新設	
132			衛星携帯電話	○	—	新設	
133			加入電話設備	○	—	新設	
134			安全避難用扉	—	—	既設	
135			通路誘導灯	—	—	既設	
136			避難口誘導灯	—	—	既設	
137	保安灯	—	—	既設			